

生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい
公共に関する研究会（第1回）資料

平成22年4月5日（月）

○ 生活保護の動向

(1) 近年の保護動向

被保護人員・保護率については、平成7年度を底に増加している。被保護人員の対前年同月比をみると、近年減少傾向にあったのが、平成19年10月から増加傾向に転じている。平成21年12月の被保護人員の対前年同月比は112.7%となっている。

○平成7年度 被保護人員 約88万2千人 被保護世帯数 約60万2千世帯 保護率 7.0%	→	○平成21年12月(速報値) 被保護人員 約181万1千人 被保護世帯数 約130万7千世帯 保護率 14.2%
--	---	---

雇用関係指標及び被保護人員対前年同月比の推移

	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	被保護人員	被保護人員対前年同月比
	千人	%	倍	人	%
平成20年度平均	*2,650	*4.0	*0.88	1,592,620	103.2
平成21年1月	2,810	4.2	0.65	1,618,529	104.0
平成21年2月	2,960	4.4	0.58	1,633,012	104.7
平成21年3月	3,170	4.8	0.53	1,654,616	105.6
平成21年4月	3,300	5.0	0.48	1,664,892	106.8
平成21年5月	3,400	5.1	0.46	1,679,099	107.6
平成21年6月	3,510	5.3	0.45	1,698,869	108.6
平成21年7月	3,690	5.6	0.43	1,719,971	109.4
平成21年8月	3,580	5.4	0.42	1,735,211	110.2
平成21年9月	3,520	5.3	0.43	1,752,802	110.8
平成21年10月	3,440	5.2	0.43	1,773,257	111.5
平成21年11月	3,490	5.3	0.43	1,790,653	112.2
平成21年12月	3,440	5.2	0.43	1,811,335	112.7

資料:労働力調査(総務省)、職業安定業務統計、福祉行政報告例(平成21年4月以降は速報値)

※完全失業者数、完全失業率及び有効求人倍率の月別推移は季節調整値である。

※*は平成20年平均

(2) 近年の保護動向の特徴

ア 世帯類型別被保護世帯数の状況

構成割合でみると、4割以上(43.6%)が高齢者世帯であるが、稼働能力がある者を含むその他の世帯の伸び率が顕著になってきており、平成21年12月の構成割合は14.3%で、平成7年(6.9%)の2倍以上となっている。

世帯類型別被保護世帯数

	平成7年度		平成21年12月(速報値)		伸び率(21.12/7) (%)
	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	
総数	600,980	100.0	1,303,546	100.0	116.9
高齢者世帯	254,292	42.3	568,527	43.6	123.6
母子世帯	52,373	8.7	102,821	7.9	96.3
傷病者・障害者世帯	252,688	42.0	446,284	34.2	76.6
その他世帯	41,627	6.9	185,914	14.3	346.6

資料:福祉行政報告例

※保護停止中の世帯を除く。※平成17年度より世帯類型の定義を一部変更。

イ 世帯員別被保護世帯数の状況

被保護世帯に占める単身世帯の割合が増加しており、平成21年12月の単身世帯の割合は75.5%となっている。特に高齢者世帯においては約9割となっている。

また、その他の世帯においては、平成7年度には約3割であったが、平成21年12月では約6割となっている。

世帯類型別被保護世帯数

		総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他世帯
世帯	平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627
	うち単身世帯	431,629 (71.8%)	224,104 (88.1%)	-	193,235 (76.5%)	14,290 (34.3%)
数	平成21年12月	1,303,546	568,527	102,821	446,284	185,914
	うち単身世帯	983,769 (75.5%)	508,115 (89.4%)		357,530 (80.1%)	118,124 (63.5%)

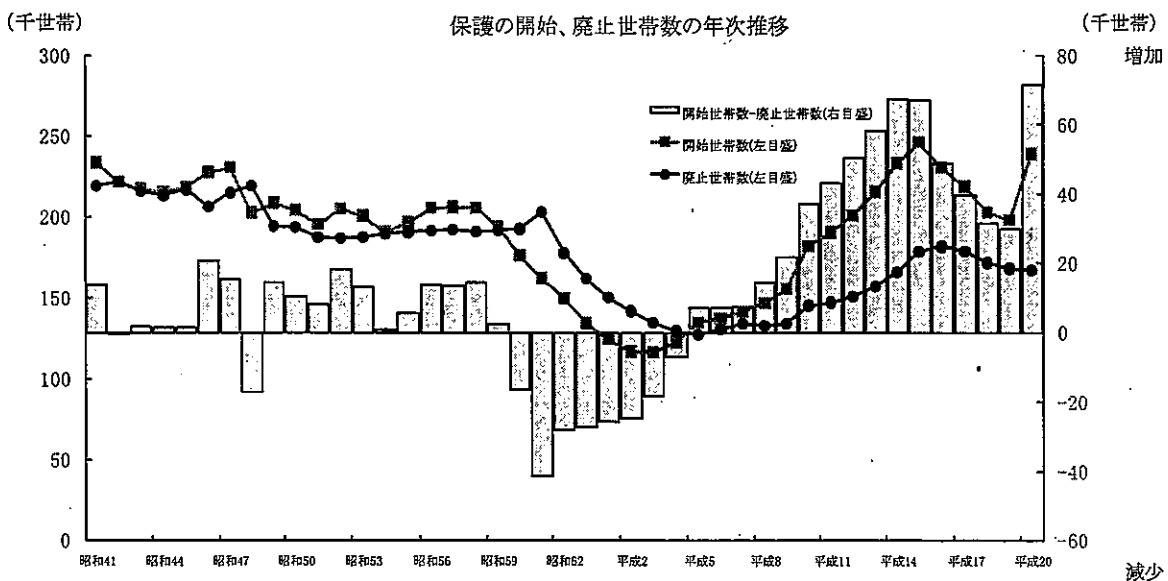
資料：福祉行政報告例(平成21年12月は速報値)

※平成17年度より世帯類型の定義を一部変更。

※保護停止中の世帯を除く。※括弧内は単身世帯割合。

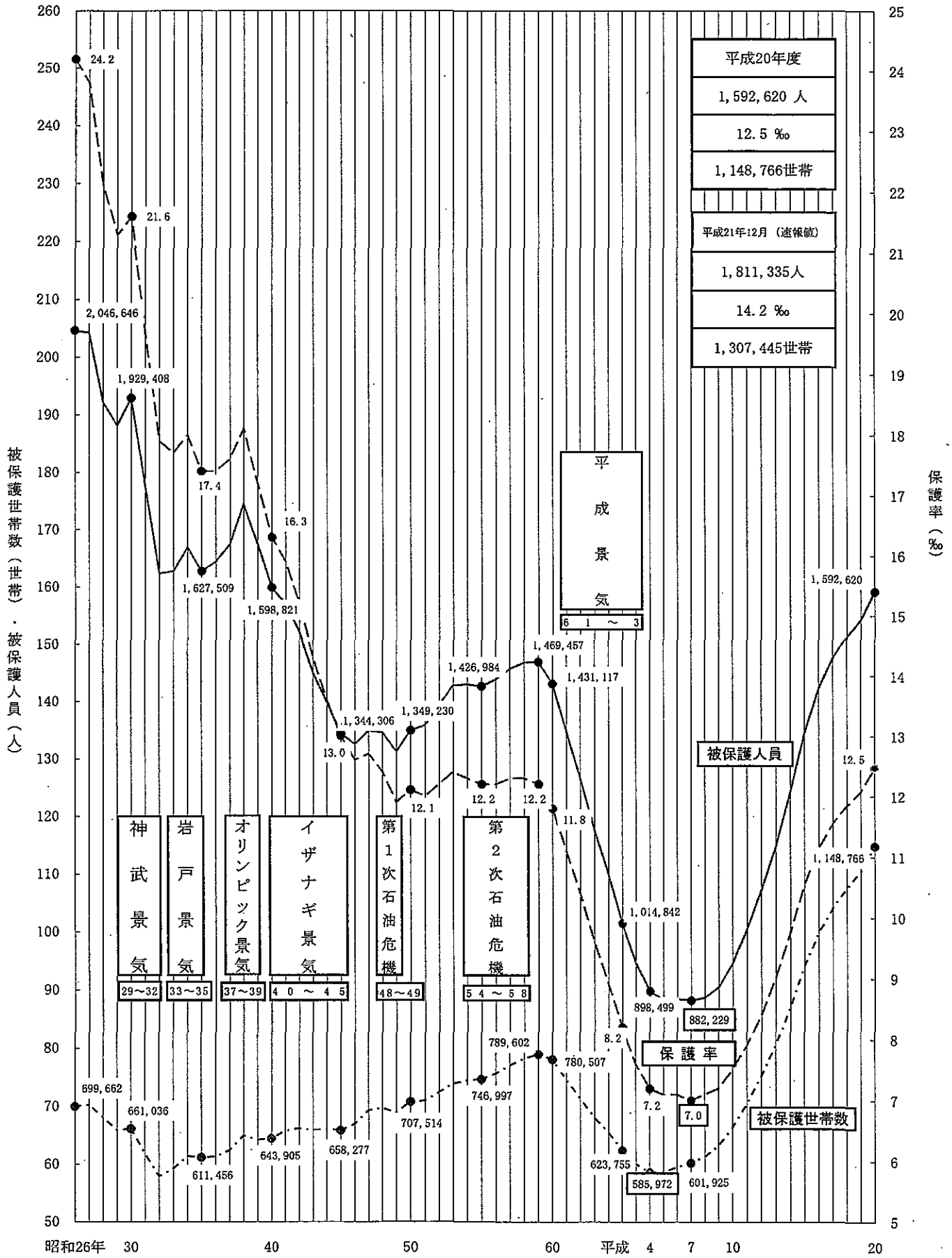
ウ 保護の開始及び廃止世帯数の状況

保護の開始世帯数については、平成16年度以降減少傾向となっていたが、平成20年度は前年度より大幅に増加している。廃止世帯数については、平成17年度以降、減少傾向となっている。開始世帯数－廃止世帯数については、平成15年度以降減少傾向となっていたが、平成20年度は前年度より大幅に増加し、約7万2千世帯となっている。



資料：福祉行政報告例

(万) 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

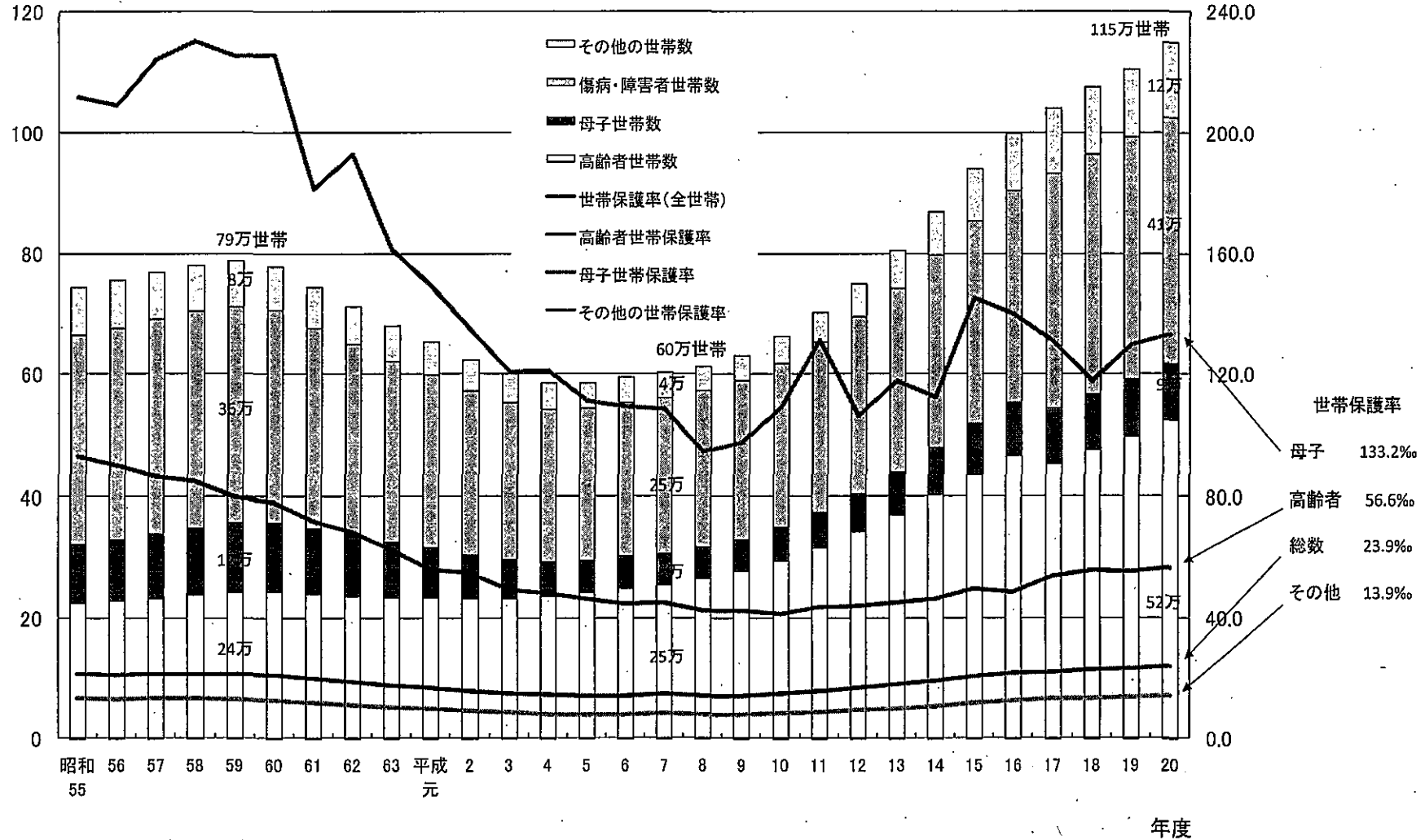


資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

万世帯

世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移

世帯保護率(%)



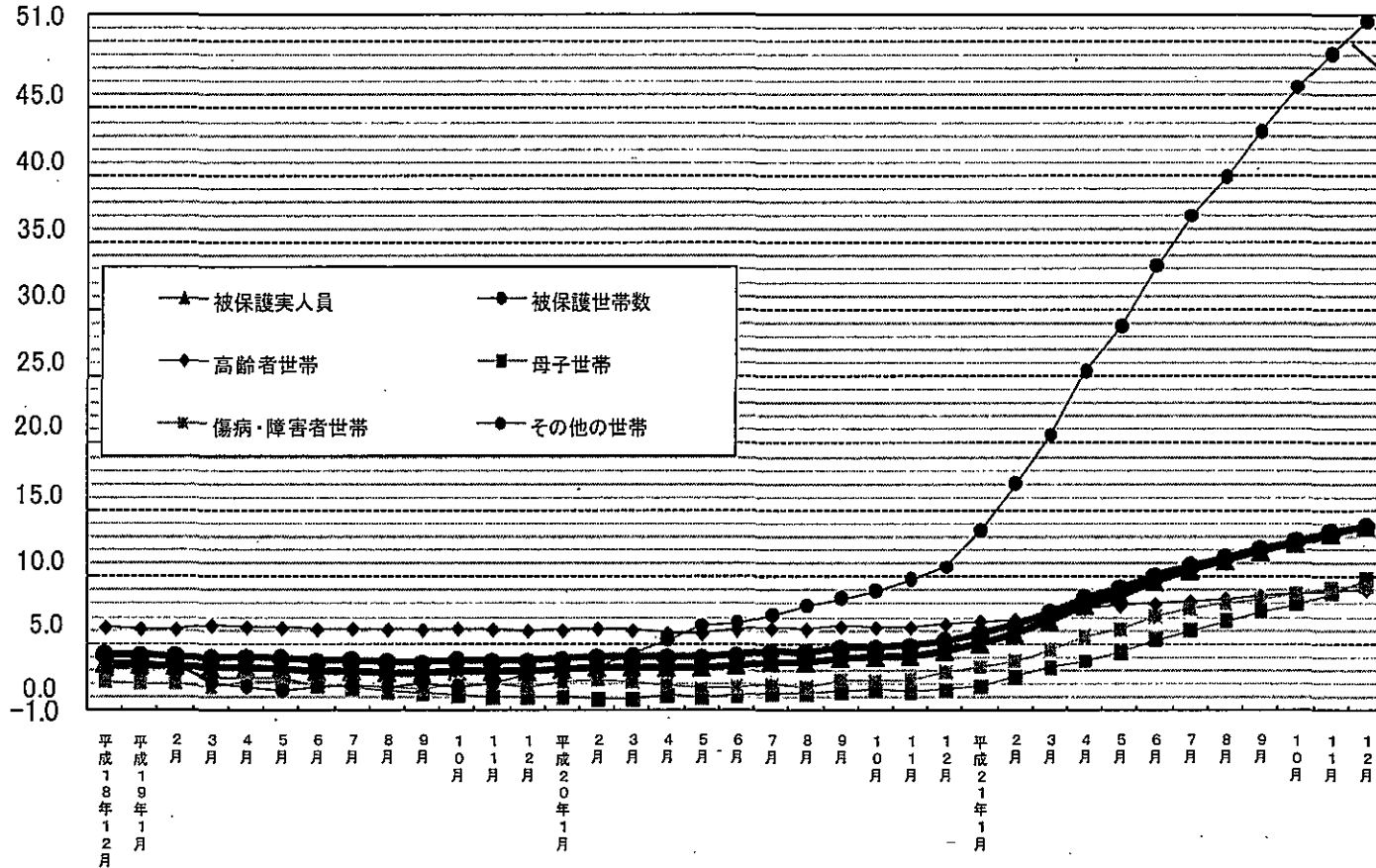
資料: 福祉行政報告例

世帯類型の定義

高齢者世帯: 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
 母子世帯: 死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
 障害者世帯: 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
 傷病者世帯: 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない世帯
 その他世帯: 上記以外の世帯

被保護実人員、世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

対前年同月
伸び率(%)



《その他世帯》
 19歳以下:19.7%
 20代 : 4.9%
 30代 : 7.7%
 40代 :12.8%
 50代 :24.7%
 60代 :21.1%
 70代 : 5.7%
 80歳以上: 3.5%
 平均年齢:46.0歳

資料:平成20年被保護者全国一斉調査個別調査より

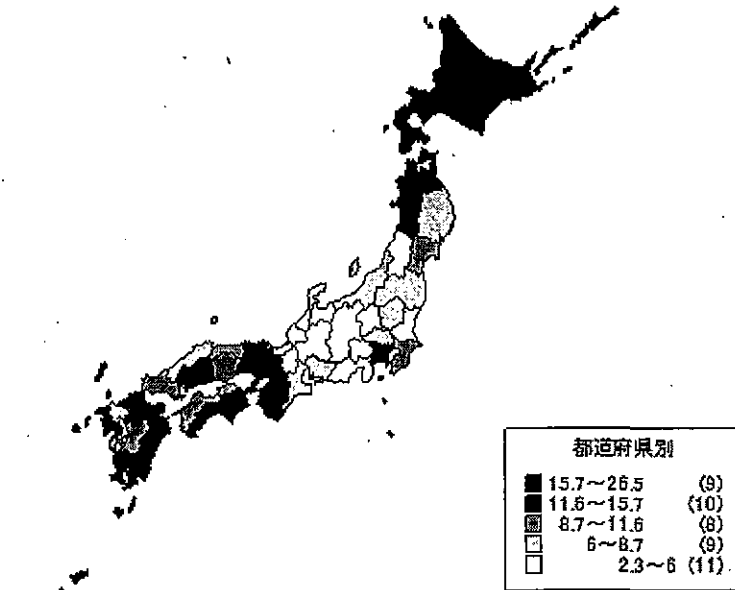
資料:福祉行政報告例(平成21年4月以降は速報値)

都道府県別保護率の状況

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
全国	10.5	11.1	11.6	11.8	12.1	12.5
1 北海道	22.0	22.9	24.6	24.2	24.7	25.5
2 青森県	14.5	15.3	16.2	17.0	17.5	18.0
3 岩手県	6.7	7.3	7.8	8.1	8.3	8.7
4 宮城県	6.8	7.3	7.8	8.2	8.6	9.1
5 秋田県	9.9	10.6	11.1	11.1	11.3	11.6
6 山形県	4.0	4.2	4.2	4.2	4.4	4.5
7 福島県	6.4	6.8	7.0	7.2	7.4	7.5
8 茨城県	4.8	5.2	5.4	5.4	5.5	5.9
9 栃木県	5.6	6.0	6.3	6.6	6.8	7.1
10 群馬県	4.0	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5
11 埼玉県	6.3	6.9	7.2	7.5	7.6	8.0
12 千葉県	6.5	7.1	7.6	8.1	8.4	8.7
13 東京都	14.1	14.9	15.2	15.6	15.8	16.2
14 神奈川県	10.3	11.1	11.5	11.8	12.1	12.4
15 新潟県	4.9	5.2	5.5	5.7	5.8	6.0
16 富山県	2.1	2.2	2.3	2.3	2.3	2.4
17 石川県	4.1	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7
18 福井県	2.6	2.6	2.6	2.7	2.8	3.0
19 山梨県	3.5	3.7	3.8	4.0	4.1	4.3
20 長野県	2.9	3.1	3.2	3.3	3.3	3.5
21 岐阜県	2.9	3.0	3.1	3.2	3.3	3.4
22 静岡県	3.7	4.0	4.3	4.4	4.5	4.7
23 愛知県	5.3	5.7	6.0	6.0	6.0	6.3
24 三重県	6.6	6.8	6.9	7.0	7.1	7.2
25 滋賀県	5.5	5.6	5.7	5.7	5.8	5.9
26 京都府	17.3	18.3	18.8	19.1	19.4	19.7
27 大阪府	21.5	23.2	24.3	25.1	25.7	26.5
28 兵庫県	13.0	13.7	14.1	14.4	14.5	14.7
29 奈良県	10.2	10.6	10.8	11.1	11.3	11.7
30 和歌山県	9.8	10.5	11.0	11.4	11.8	12.2
31 鳥取県	7.0	7.5	7.7	7.9	8.5	9.0
32 島根県	5.0	5.2	5.6	5.8	6.1	6.4
33 岡山県	9.3	9.7	9.9	10.0	9.9	10.0
34 広島県	10.4	11.0	11.4	11.7	12.1	12.5
35 山口県	10.2	10.5	12.2	10.4	10.2	10.2
36 徳島県	13.0	13.7	14.1	14.6	15.0	15.7
37 香川県	9.1	9.3	9.3	9.4	9.4	9.6
38 愛媛県	9.9	10.2	10.6	10.8	11.1	11.5
39 高知県	19.1	19.9	20.6	21.1	21.8	22.7
40 福岡県	17.6	18.1	18.3	18.5	18.8	19.6
41 佐賀県	6.5	6.7	7.0	7.2	7.2	7.4
42 長崎県	13.6	14.5	15.2	15.8	16.4	17.0
43 熊本県	8.2	8.2	8.5	8.8	9.1	9.6
44 大分県	12.1	12.6	13.0	13.3	13.3	13.7
45 宮崎県	10.6	11.1	11.2	11.2	11.3	11.7
46 鹿児島県	13.2	13.8	14.3	14.8	15.2	15.6
47 沖縄県	14.1	14.2	15.1	16.3	17.0	17.7

資料：福祉行政報告例
 ※各都道府県の保護率は指定都市・中核市を含む数値

地域別にみた保護率（平成20年度）



上位10県・市の状況

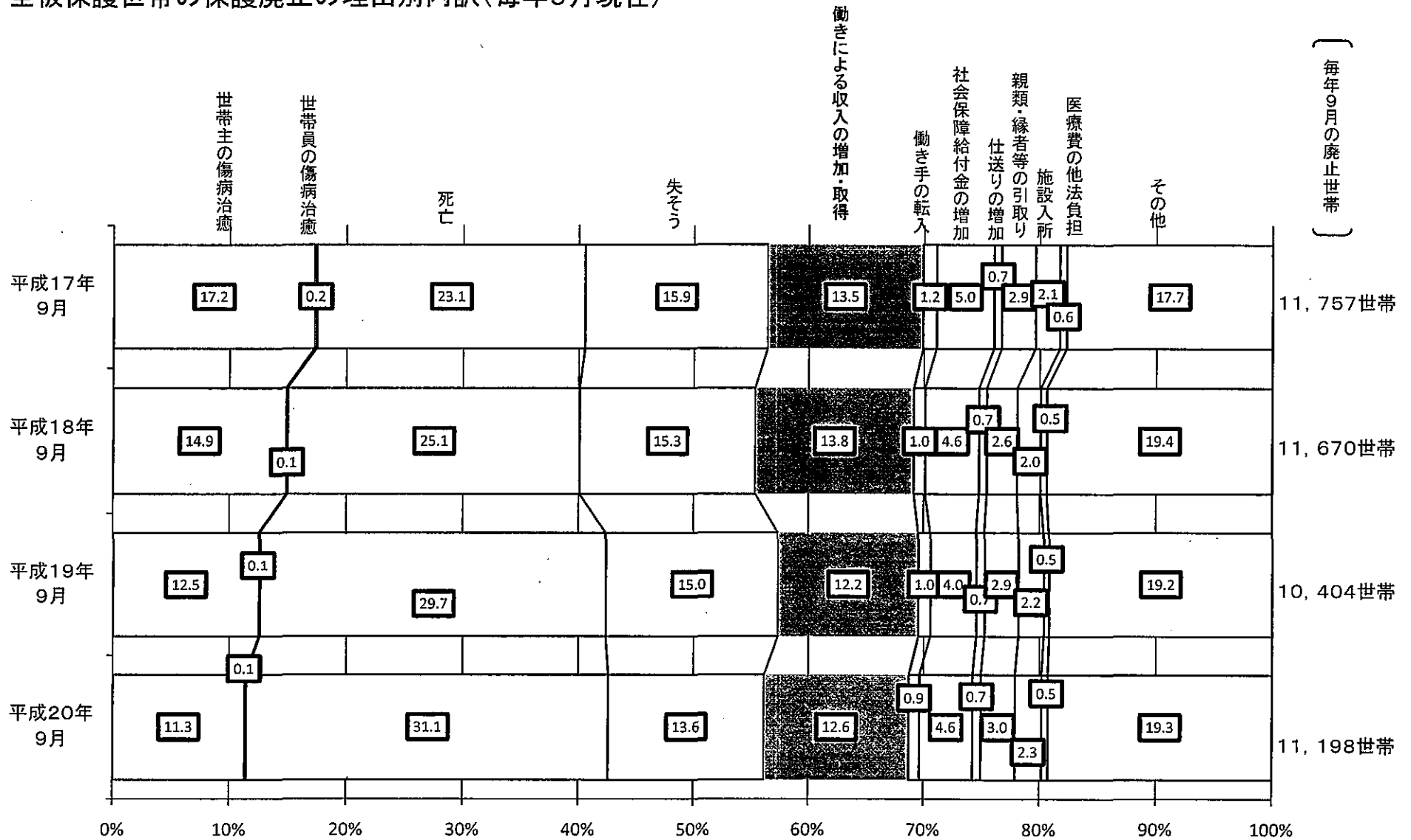
順位	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
1 大阪市	35.4 %	大阪府 38.1 %	大阪市 40.2 %	大阪市 41.8 %	大阪市 42.9 %	大阪市 44.4 %
2 旭川市	28.4	旭川市 29.5	函館市 38.1	函館市 38.2	函館市 38.8	函館市 40.2
3 高知市	27.4	高知市 28.1	旭川市 31.9	旭川市 32.6	旭川市 32.9	旭川市 33.5
4 札幌市	25.0	札幌市 26.2	東大阪市 30.1	東大阪市 31.4	東大阪市 32.0	東大阪市 32.7
5 神戸市	24.7	神戸市 25.8	高知市 28.6	高知市 29.4	高知市 30.1	高知市 30.3
6 京都市	24.2	京都市 25.3	札幌市 26.9	札幌市 27.4	札幌市 27.8	札幌市 28.9
7 堺市	21.2	堺市 23.0	神戸市 26.5	神戸市 26.7	京都市 26.6	京都市 27.0
8 北海道	19.7	北海道 20.5	京都市 25.8	京都市 26.2	神戸市 26.4	神戸市 26.5
9 福岡県	19.2	福岡県 19.8	堺市 23.4	堺市 24.1	堺市 24.3	堺市 24.5
10 長崎市	17.8	長崎市 19.6	長崎市 20.3	青森市 22.8	青森市 23.3	青森市 23.6

下位10県・市の状況

順位	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
1 富山県	1.7 %	富山県 1.7 %	富山県 1.8 %	富山県 1.7 %	富山県 1.8 %	富山県 1.9 %
2 岐阜県	1.8	岐阜県 1.9	岐阜県 2.0	岐阜県 2.0	岐阜県 1.9	岐阜県 2.0
3 岡崎市	2.3	岡崎市 2.4	岡崎市 2.4	岡崎市 2.4	岡崎市 2.5	岡崎市 2.9
4 福井県	2.6	福井県 2.6	福井県 2.6	福井県 2.7	福井県 2.8	福井県 3.0
5 愛知県	2.7	愛知県 2.9	豊田市 2.8	豊田市 3.0	愛知県 3.0	富山市 3.1
6 静岡県	2.8	静岡県 3.0	愛知県 3.0	愛知県 3.0	富山市 3.1	長野県 3.2
7 長野県	2.8	長野県 3.0	富山市 3.1	富山市 3.1	長野県 3.1	愛知県 3.2
8 豊田市	2.9	豊田市 3.0	長野県 3.1	長野県 3.1	豊田市 3.3	豊田市 3.3
9 富山市	2.9	富山市 3.2	静岡県 3.3	静岡県 3.4	静岡県 3.5	石川県 3.6
10 新潟県	3.3	新潟県 3.4	石川県 3.5	石川県 3.5	石川県 3.5	静岡県 3.7

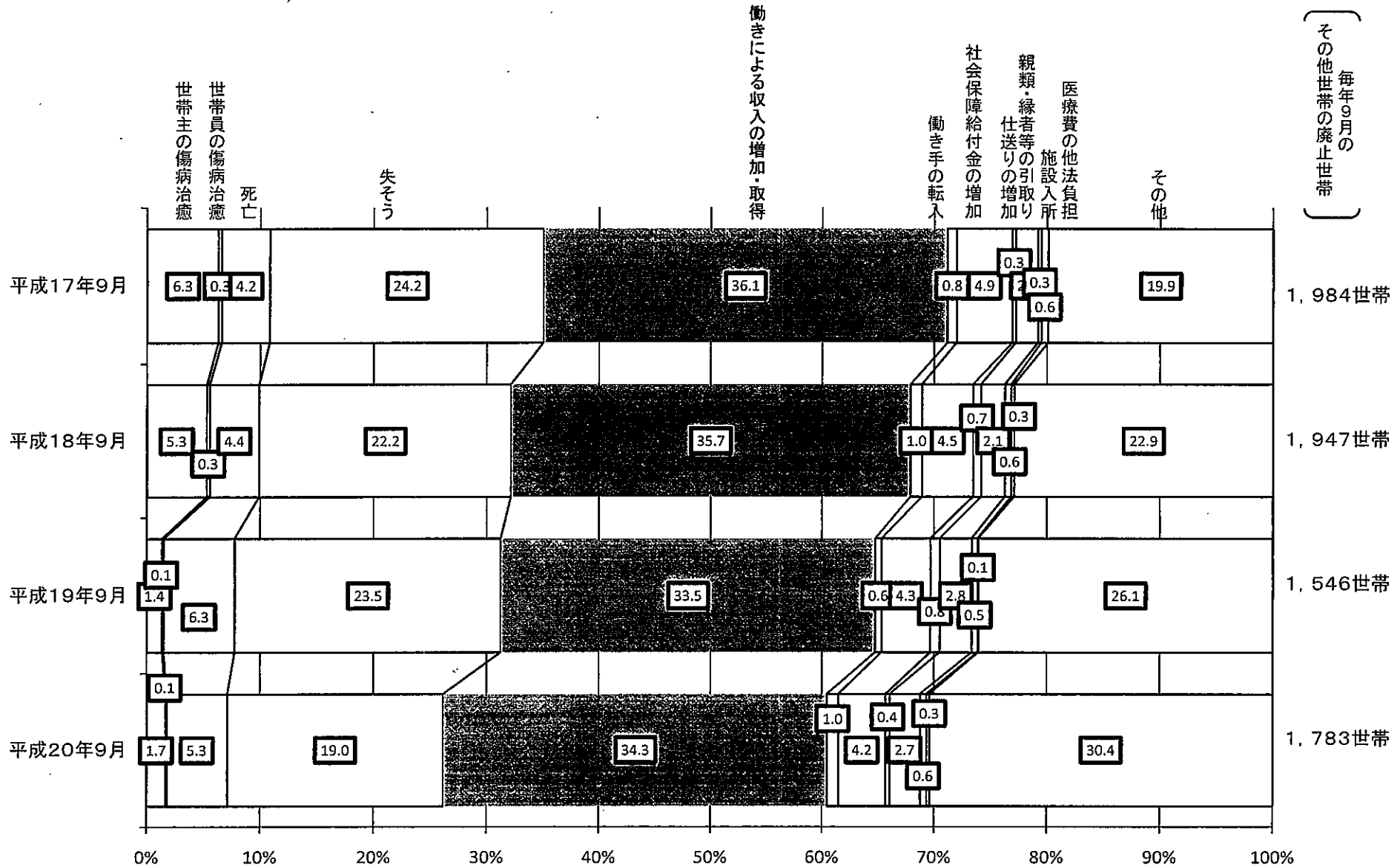
資料：福祉行政報告例
 ※都道府県(指定都市・中核市を除く)・指定都市・中核市別の保護率

全被保護世帯の保護廃止の理由別内訳(毎年9月現在)



出典:厚生労働省 福祉行政報告例

「その他世帯」の保護廃止の理由別内訳(毎年9月現在)



○ 自立支援プログラム導入(平成17年度)の背景

当時の状況

○被保護世帯が抱える問題は多様

- ・ 精神疾患、高齢者等の傷病(社会的入院を含む)
- ・ DV、虐待
- ・ 若年無業者(NEET)、多重債務、元ホームレス等
- ・ 高齢者世帯(特に単身世帯)の増加
 -平成7年度の世帯数を100とした割合(平成15年度)
 高齢者世帯 171.4 高齢者単身世帯 170.3
- ・ 社会的きずなが希薄
 -相談に乗ってくれる人がいない 38.3%(平成15年)

【被保護者】

○実施体制上の問題

- ・ 担当職員の配置数・その経験の不足
 -生活保護担当職員の配置状況(平成16年度)
 全国 11,944人(1,198人不足)
 (参考)生活保護担当職員の不足数の年次推移
- | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 |
|------|------|------|--------|--------|
| 354人 | 576人 | 858人 | 1,089人 | 1,198人 |
- ・ 指導監督担当職員のうち、担当職員経験がない者
 全国平均 23.8%(平成16年度)

【地方自治体の運用】

問題点

- ①経済的な給付のみでは被保護者の抱える様々な問題への対応に限界
- ②保護の長期化を防ぐための取組が不十分
- ③担当職員個人の経験等に依存する実施体制にも限界

見直しの方向性

①多様な対応

②早期の対応

③システムの対応

が可能となるよう、
 経済的給付に加え、
 自立支援策を充実

自立支援プログラムの導入

※生活保護法第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

○ 自立支援プログラムの基本方針

1 自立支援プログラムの策定

- ① 管内の被保護世帯全体の状況を把握
- ② 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する自立支援の具体的な内容と手順を定めた個別の支援プログラムを策定
- ③ これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施

2 自立の概念

- 経済自立… 就労による経済的自立
(例) 稼働能力を有する者→就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム
- 日常生活自立… 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど
日常生活において自立した生活を送ること
(例) 精神障害者→長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
- 社会生活自立… 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること
(例) 高齢者→傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持するプログラム

3 実施体制の充実

- 他法他施策や関係機関(保健所、ハローワーク、精神保健福祉センター等)の積極的活用
- 民生委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等への外部委託(アウトソーシング)の推進や非常勤職員の積極的活用
- セーフティネット支援対策等事業費補助金や生業扶助の積極的活用

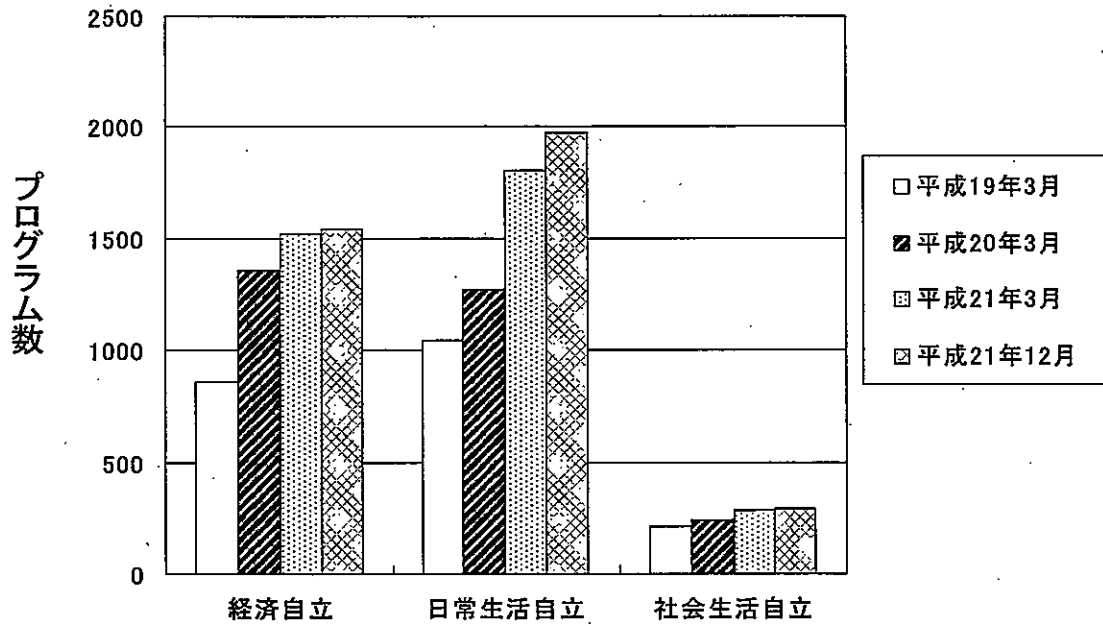
4 自治体に対する財政的支援とこれまでの取組等

- セーフティネット支援対策等事業費補助金により自治体の取組(支援専門員等の配置、協力事業者への委託等)を支援。
- これまでの取組方針(例示)
 - 平成18年度：全自治体で自立支援プログラムを少なくとも1つ策定
 - 平成19年度：全自治体で就労支援に関するプログラムを策定
 - 平成20年度：全自治体で債務整理に関するプログラムを策定
 - 平成21年度：就労意欲の低い者に対する就労支援、子どもの健全育成に関する支援

5 その他自立支援にかかる費用及び支援員

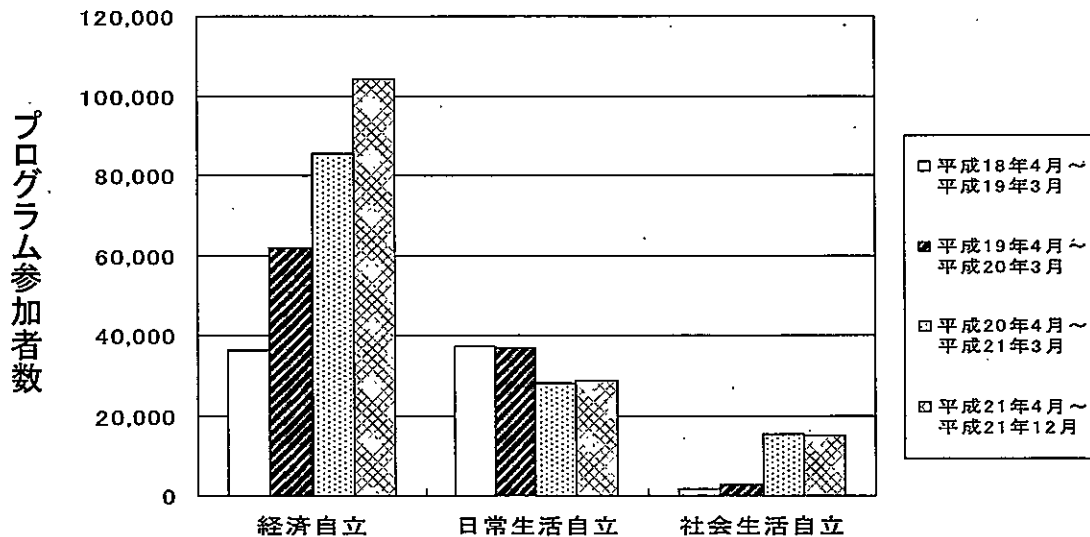
- 各種自立支援プログラムを実施するために専門職員等(嘱託等)を配置したり、自立支援のためのサービスを整備する場合は、補助金により支援している(全額又は一部を国庫負担)。
- 専門職員等(嘱託等)は平成21年12月末現在、約1,000名(うち就労支援員は666名)
- 平成19年度の事業費は約21億円(うち就労支援約15億円)
- 平成20年度の事業費は約26億円(うち就労支援約17億円)
- 平成21年度の事業費は約30億円(うち就労支援約18億円)

○ 自立支援プログラムの策定状況



	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成21年12月
経済自立に関するもの	860 40.6%	1,360 47.4%	1,517 42.1%	1,538 40.4%
日常生活自立に関するもの	1,047 49.4%	1,269 44.2%	1,801 50.0%	1,977 51.9%
社会生活自立に関するもの	212 10.0%	240 8.4%	287 7.9%	293 7.7%
計	2,119 100.0%	2,869 100.0%	3,605 100.0%	3,808 100.0%

○ 自立支援プログラムの実施状況



	平成18年4月～平成19年12月	平成19年4月～平成20年3月	平成20年4月～平成21年3月	平成21年4月～平成21年12月
経済自立に関するもの	36,342	61,728	85,583	104,290
日常生活自立に関するもの	37,430	36,814	28,114	28,854
社会生活自立に関するもの	1,619	2,690	15,441	15,027
合計	75,391	101,232	129,138	148,171

※平成20年度より、ホームレスに関するプログラムを日常生活自立から社会生活自立に組み替えるなど、集計上の変更を行っている。

○ 自立支援プログラム策定・実施状況

自立支援プログラム策定状況・実施状況個別リスト
(平成21年4月～12月実績)

(総括表)

コード	プログラムの内容	プログラム策定状況		プログラム実施状況	
		策定数		参加者数	達成者数
		21年12月末		21年4月～12月	
(経済的自立に関する個別支援プログラム)					
11	生活保護受給者等就労支援事業(平成17年3月31日付け社援発第0331011号による公共職業安定所との連携事業)活用プログラム	878	10,571	4,922	
12	就労支援専門員等の専門職員を活用して就労支援を行うもの	467	39,278	10,694	
13	協力事業所において職場適応訓練を実施するもの	27	970	888	
14	就職セミナーの開催など、就労意欲を高めることに特化した支援を行うもの	33	601	228	
15	SV・CWのみで就労支援を行うもの	644	8,294	1,520	
16	中学生の高等学校等への進学、高校生の在学の継続など、児童・生徒等に対して支援を行うもの	151	3,857	1,013	
17	資格取得に関して支援を行うもの	25	64	7	
18	年金裁定や年金受給権の再確認など、年金受給に関する支援を行うもの	69	43,256	7,730	
19	その他(コード11～18以外)の経済的自立に関する個別支援プログラム	122	7,970	3,038	
小計	(生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム(コード11)を除く。)	1,538	104,290	25,118	
(日常生活自立に関する個別支援プログラム)					
21	入院患者(精神障害者)の退院支援を行うもの	292	5,791	2,734	
22	入院患者(精神障害者以外)の退院支援を行うもの	31	638	99	
23	看護師や保健師の派遣など、傷病者の在宅療養を支援するもの	82	938	366	
24	ヘルパー派遣や介護・障害認定の再確認など、適切な介護サービス・障害福祉サービスの提供を支援するもの	165	1,469	682	
25	健康管理など、在宅高齢者の日常生活を支援するもの	236	6,182	3,784	
26	健康管理など、在宅障害者の日常生活を支援するもの	135	2,064	587	
27	母子世帯の日常生活を支援するもの	62	922	488	
28	多重債務者の債務整理等の支援を行うもの	783	2,252	873	
29	その他(コード21～28以外)の日常生活自立に関する個別支援プログラム	191	8,598	3,257	
小計		1,977	28,854	12,870	
(社会生活自立に関する個別支援プログラム)					
31	ボランティア活動(福祉・環境等に関する地域貢献活動、公園清掃など)に参加させるもの	79	856	284	
32	引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの	84	342	141	
33	元ホームレスに対して支援を行うもの	48	9,599	9,143	
39	その他(コード31～33以外)の社会生活自立に関する個別支援プログラム	82	4,230	893	
小計		293	15,027	10,461	
合計	(生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム(コード11)を除く。)	3,808	148,171	48,449	

(プログラム)

(人)

※参加者数・達成者数を把握できない自立支援プログラムが一部あり。

○ 生活保護受給者に対する就労支援

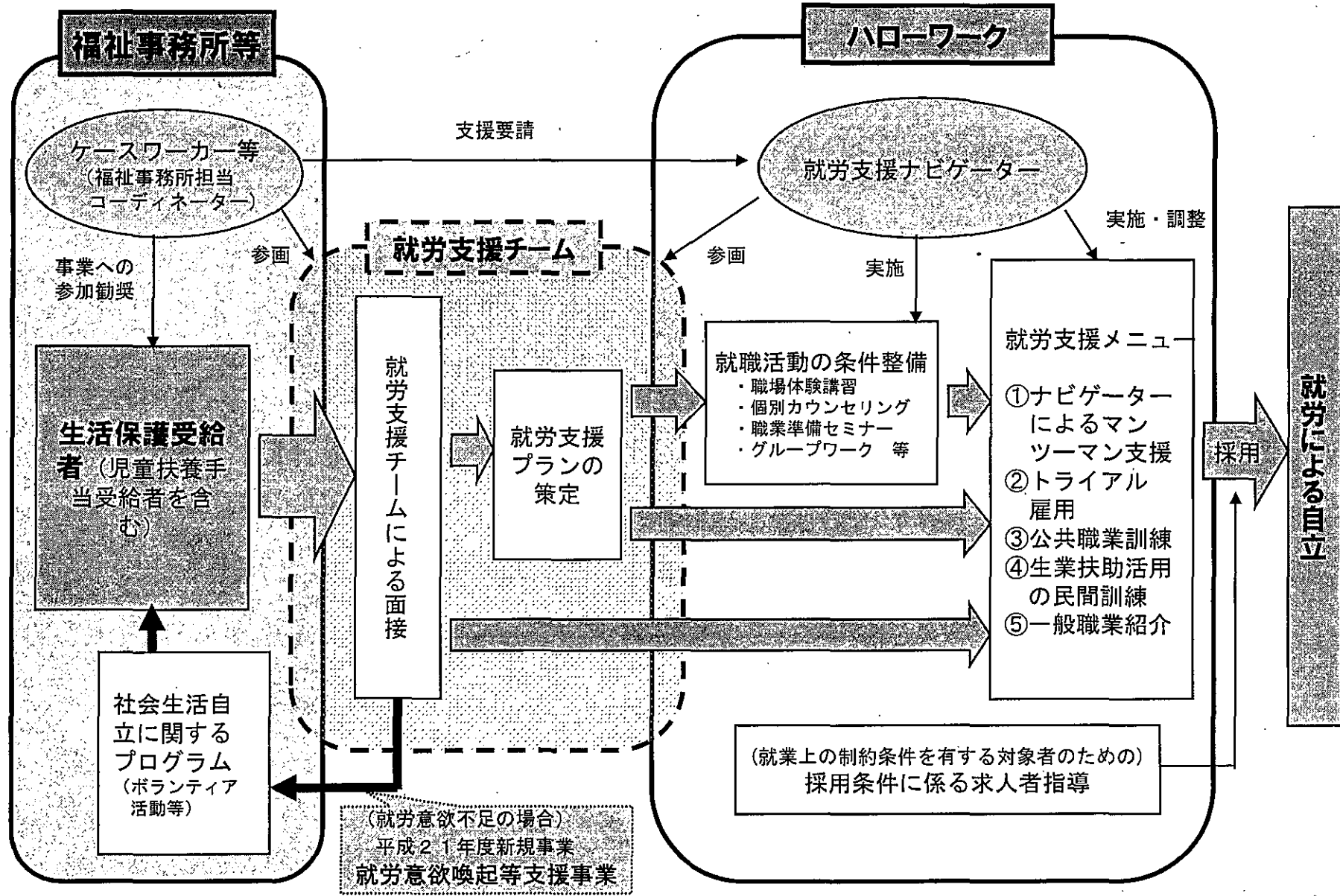
	対象者	事業内容	実績（平成20年度）	費用
① 生活保護受給者等就労支援事業（ハローワークとの連携事業）	就労能力を有し、就労意欲が高く、就労阻害要因がなく、早期に適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込める方	福祉事務所とハローワークが連携してチームを組み、就労支援プランの策定し、各種の就労支援メニューを実施する事業であり、全国で実施されている	支援対象者 : 10,160人 就職・増収件数 : 5,209人 就職率 : 51.3%	各種支援を実施するためのハローワークの予算を確保している
② 福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援プログラム	就労能力・就労意欲は一定程度あるが、就労するにあたってサポートが必要な方	福祉事務所に配置された就労支援員が、ハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方や面接の練習などを行い、就労を支援する事業（自治体の創意工夫により、様々な内容のプログラムが存在する）	支援対象者 : 34,052人 就職・増収者数 : 12,135人 就職率 : 35.6%	就労支援員の配置にかかる費用は、全額国庫補助の対象としている
③ 福祉事務所における②以外の就労支援プログラム	生活保護受給者等就労支援事業を活用できない方又は就労支援員を配置していない福祉事務所の被保護者など	福祉事務所が組織的に就労指導を行うためにプログラムを組み、就労支援に関する様々な支援を実施する（自治体の創意工夫により、様々な内容のプログラムが存在する）	支援対象者 : 20,944人 就職件数 : 5,055人 就職率 : 24.1%	事業実施のために専門職員等を雇う場合の費用は、全額国庫補助の対象としている

※ ①は全福祉事務所で実施、②又は③は全福祉事務所の98.1%で実施している。

※ ①～③以外にも、就労支援の前段階として就労意欲を喚起する事業を実施している。

※ ①～③の対象とならない、又は対象としない場合は、ケースワーカー等が就労指導やハローワークへの同行訪問を行うなどの一般的な就労支援を実施している。

○ ハローワークとの連携による生活保護受給者等就労支援事業（平成17年度～）



平成20年度予算実績額 約11億円

○ 就労支援員による就労支援の概要

就労意欲・能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、福祉事務所に配置された就労支援員が就労支援を実施。

事業概要

対象者

- 就労意欲・能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な被保護者であって、支援を受けることに同意している者

支援者

- 自治体が配置する就労支援員 平成21年12月末現在 666人

就労支援員の経歴・資格

- ハローワークOB、民間企業人事担当者OB、キャリアカウンセラーなど、事業を適切に実施できる者

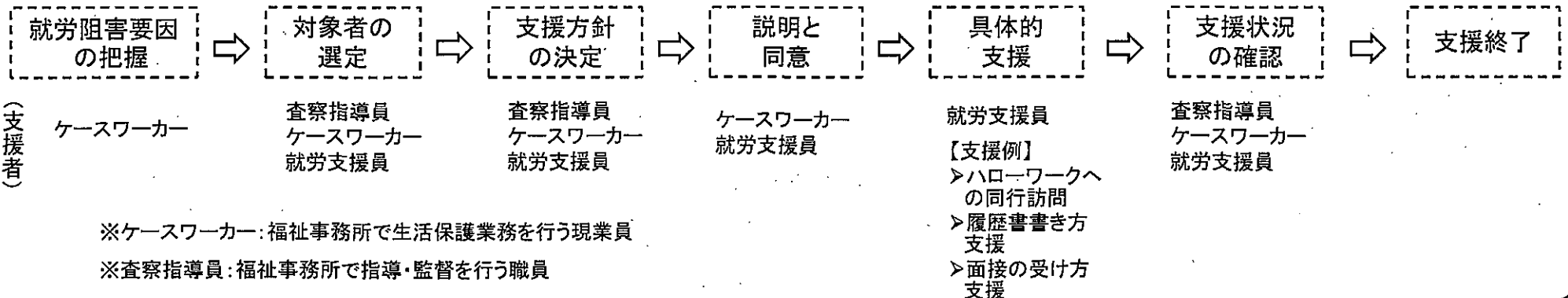
予算額

- 平成21年度第二次補正予算額 156億円 補助率(国10/10) 就労支援員を550名から3,050名へ増配置(予算上の積算)

費用対効果

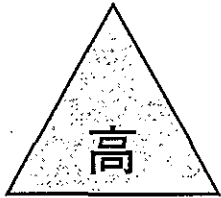
- 平成19年度の費用対効果は約3.6倍(人件費:約15億円、効果額(※):約53億円)
- 平成20年度の費用対効果は約2.9倍(人件費:約17億円、効果額(※):約46億円) ※ 保護変更及び保護廃止による保護費の減額相当額

事業の流れ(イメージ)

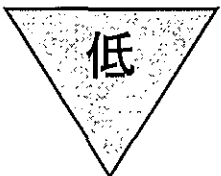


○ 就労意欲喚起等支援事業の実施について

平成21年度補正後予算 約16億円



生活能力・就労能力
就労意欲



既存の就労支援メニュー

生活保護受給者等就労支援事業による就労支援

対象者：就労意欲が高い者・就労阻害要因がない者
実績：支援対象者数10,160人 就職5,209人（平成20年度）

就労支援専門員を活用した福祉事務所の自立支援プログラムによる就労支援

対象者：就労意欲・就労能力を有する者
実績：参加者34,052人 就職・増収12,135人（平成20年度）

就労意欲や生活能力・就労能力が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者等を対象とした支援メニューの追加

対象者

- ① 就労意欲や生活能力・就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者
- ② 就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者

支援項目

- ① 就労意欲喚起のためのカウンセリング、② 生活能力向上のための訓練、③ 就労能力向上のための職業訓練、④ 職業紹介、⑤ 就職活動支援、⑥ 離職防止支援 など

委託先

民間職業紹介事業者、NPO法人等

既存のメニューへスムーズな移行

【平成21年度 就労意欲喚起等支援事業実施自治体】

実施主体	実施方法	事業内容
北海道釧路市	委託	就労意欲の喚起から、職業訓練等の総合的支援を行う
千葉県	雇用	嘱託職員やキャリアカウンセラー等により、働くことの意味からハローワーク等の活用法、履歴書の作成等までをセミナー形式で説明・研修を行う
大阪府吹田市	委託	就労支援員により、就労支援及び自立支援を図る
福岡県大牟田市	委託 雇用	本事業のコーディネーターとして臨時職員を雇用し、長期間就労していない等、就労に不安を抱える者や就労意欲の低い者を対象に委託事業所と連携し、就労体験を実施していくことで就労意欲の喚起を行う
宮崎県日向市	雇用	自立生活相談員を配置し、社会的自立が困難な被保護者に対し、実生活に即した適切な助言、相談及び指導を行うとともに、勤労意欲の喚起、ハローワークへの同行訪問を行う
沖縄県宜野湾市	雇用	求職活動が不十分な者、就労促進が必要な者に対し、就労意欲促進を図る
大阪市	委託	キャリアカウンセラーの派遣を受け、就労意欲の低い者へのカウンセリングや職員研修等を行う
神戸市	委託	就労が困難な母子世帯に対し、社会福祉施設等で職業訓練等を実施し、就労を支援する
福岡市	委託	就労意欲喚起のためのカウンセリング、職業紹介等の支援事業を行い、就労意欲の助長を図る
旭川市	委託	①年齢や経歴等により求職活動が停滞気味の者や、近い将来求職活動に入る予定の者等を対象に、就労意欲の喚起等を図る ②一般就労が困難な者に対し、ボランティアやカウンセリングを通じて、各人に応じた社会参加、就労体験の場を提供することにより、社会的自立を促進する
青森市	委託	社会福祉法人等の協力のもと、就労を体験する場を提供してもらい、生きる自信を回復するとともに、就労意欲の向上を目指す
大津市	委託	就労能力向上のため就業体験事業（農作業従事）などの職業訓練を行う
東大阪市	委託	キャリアカウンセラーや社会福祉士等の派遣を受け、カウンセリングの実施等により就労意欲を喚起する
宮崎市	雇用	就労意欲喚起相談員を配置し、面接相談の段階から就労意欲喚起等を含めた就労支援を行う

【具体的な取組事例】

【旭川市①】

概要

現在就労中であるが低収入のため転職を要する者、求職活動をしているが長期間にわたり就職に至らない者、保育所の活用等により就労が可能となる者等を対象に、就労意欲の喚起を図る。（「就労意欲促進プログラム」として実施。）

委託する主な業務内容

①就労意欲促進セミナー

職業適性検査、就職活動の仕方、自分にあった仕事の見つけ方、自己分析、就職によるメリット等を内容とするセミナーを3回（1回当たり2時間、計9.0名対象）実施。

②就労意欲促進カウンセリング

マンツーマン形式での就労相談、模擬面接、就職活動のロールプレイング等を内容とするカウンセリングを2回（計1.2名対象）実施。

③就労意欲促進体験

パソコンを活用しての文書作成や表計算等の紹介と実践、資格取得方法、訓練講座の情報提供等を1回（1.0名対象）実施。

④その他

セミナー等の開催日当日に会場の付近に託児用の和室を確保すること、セミナー実施に係る資料等を人数分用意することなど。

事業者選定方法

指名競争入札による

委託先

再就職支援事業を行っている民間事業者（20年度）

委託額

約55万円（20年度）

事業実績

19年度の参加者は、81名。(うち25名が、セミナー修了後就労開始・増収。)
20年度の参加者は、61名。(うち13名が、セミナー修了後就労開始・増収。)

【旭川市②】

概要

不就労期間が長期に及び社会復帰に消極的になっている者、就労経験に乏しい母子世帯の母である程度育児に手がかからなくなった者、引きこもりやニート等社会生活を営む上で自己管理の訓練が必要な者等を対象に、就労体験や社会参加活動を通じて生活の立て直し、自尊心の回復、就労意欲の喚起を図る。(「社会参加推進プログラム」として実施。)

委託する主な業務内容

前期・後期の2クールで計80名を対象に以下の業務を実施。

①カウンセリング

説明会と個別面談を実施。また、引きこもりやニートの者に対しては、必要時に家庭訪問(ケースワーカー同行)を実施。

②ボランティア活動

介護業務、障害者施設、農作業等のボランティアを週1回、最長3か月実施。

③就労体験

④研修

就労への意欲向上を図るため、ヘルパー業務などの実地見学や講座を開催。(前期・後期で各1回)

* 専任でコーディネイト業務に携わる者(自立支援員)、相談専門員(週3回勤務)の人員配置を必須としている。(相談業務に当たる者は社会福祉士又は福祉業務経験3年以上の者等としている。)

事業者選定方法

公募型プロポーザル方式による

委託先

地域福祉事業を行う消費生活協同組合法人(事業の実施はNPO法人)

委託額

約589万円(20年度)

事業実績

20年度の参加者は、83名。
現在のところ、就労した者・就労支援プログラムに移行した者が4名、定期的にボランティア活動に取り組めた者が27名、引きこもり状態から脱した者が3名いる。

【福岡県】

概要

母子世帯の母及び若年者等で、ハローワークを介した求職活動や既存の職業訓練では就労困難と判断される被保護者を対象に、求人職業訓練をセットした就職支援事業を民間有料職業紹介事業者に委託し実施するもの。

委託する主な業務内容

(A事業)

事業対象者90名について、事業の開始時点であらかじめ受入可能企業を確保し、その企業への就労を目的とした職業訓練を実施することで採用を図るため、主に以下の業務を実施。

①就職の実現度を高めるための業務(キャリアカウンセリング、個人別就労計画の策定、

教育訓練)

②職業紹介(受入先企業の開拓を含む。)による就職の実現を図る業務

* 委託料の支払い方法は成功報酬方式であり、その内容は以下のとおり。

①職業訓練の実施 1人105千円

②(ア)採用時又は試用期間後、社会保険に加入する場合 1人210千円

(イ)(ア)以外で月額総収入7万円以上の場合 1人105千円

(B事業)

A事業によって就労した者について、職場定着を図るため、主に以下の業務を実施。

①電話による定期状況確認

②定期的な面接指導・助言、職場調整

③担当のケースワーカーに対する報告及び対応協議

* 委託料の支払い方法は成功報酬方式であり、その内容は以下のとおり。

①採用後6か月を経過した時点で雇用が継続されており、社会保険に加入している場合(職場定着指導後、増収によって保護が廃止になった場合は、採用後6か月経過していない場合も同様の取扱い) 1人420千円

②①以外で月額総収入が7万円以上の場合 1人210千円

事業者選定方法

事業開始時は、公募型プロポーザル方式による

事業開始次年度以降は、随意契約による

委託先

厚生労働大臣の許可を受けた民間有料職業紹介事業者(同一の事業者にA事業・B事業を委託)

委託額

約1,166万円(19年度・精算払い)

事業実績

19年度の支援対象者数は72名、就職者数は17名(うち社会保険加入5名)、6か月雇用継続者数は7名(うち5名は、18年度の事業対象者で6か月雇用が継続した者)。

【大牟田市】就労体験事業を外部へ委託している事例

保護世帯数

2,974世帯(平成21年12月末現在)

支援対象者及び達成者

対象者28名、達成者3名(実施に就労・増収が決定したもの)

事業概要

長期間就労していない者、就労に不安を抱える者、就労意欲の低い者を対象に、委託事業所と連携し、就労体験を実施していくことで就労意欲の喚起を行う。

事業実施方法

- ・動物園、介護施設、障がい者施設(NPO法人)へ委託し、それぞれ動物園就労意欲喚起等支援事業、介護施設就労意欲喚起等支援事業、障がい者施設就労意欲喚起等支援事業として実施。
- ・動物園では草取りやエサやりなど、介護施設では通所のレクへの参加、話し相手、ホームヘルパー補助など、障がい者施設では作業所での作業に参加しながらコミュニケーションを図る、といった活動を行っている。
- ・本事業への参加者の日程調整や委託先事業者との連携を担当するコーディネーターとして、非常勤職員を1名採用。

効果

- ・就労に結びつくなど数値的に評価出来る効果がある一方で、社会参加の促進など数値には表れない効果も多い。
- ・参加者より、生きがいを感じている、このままここで働きたい、といった声が上がっている。

○ 子どもの健全育成支援事業の概要について

(1)目的

子どものいる生活保護世帯の自立支援には、子どもの健全育成という観点から、日常生活自立支援、療育支援、教育支援など、福祉事務所が地域の社会資源等と連携しつつ幅広い支援をきめ細かく展開することが重要である、このため、専門相談員の配置や外部委託などにより、福祉事務所と地域の社会資源等が連携して自立支援に取り組むためのプログラムを策定・実施し、被保護世帯の子どもが健全に育成される環境を整備する。

(2)対象者

主に高等学校等卒業前の子どものいる被保護世帯であって、以下のいずれかに該当するもの。

- ① 日常生活習慣が身につけていない子どもや親がいる世帯
- ② 子どもの進学に関して支援の必要な世帯
- ③ 引きこもり、不登校など子どもに関して何らかの課題を抱えている世帯

(3)事業内容

以下の支援の全部又は一部を含む自立支援プログラム（「子どもの健全育成プログラム」）を策定し、支援を実施。

- ① 子どもやその親が日常生活習慣を身につけるための支援
- ② 子どもの進学に関する支援
- ③ 引きこもりや不登校の子どもに対応した支援
- ④ その他子どもの健全育成に関する支援

(4)実施主体

都道府県及び市(特別区及び福祉事務所を設置する町村を含む。)

※支援の実施を特定非営利活動法人や社会福祉法人等に委託することも可

(5)事業実施方法

専門員配置型:子どもの教育や児童福祉に関する専門知識を有する者を雇い上げ、専門相談員として配置し、支援を実施。

委託型:子どもの教育等について専門的な経験・知識のある社会福祉法人や特定非営利活動法人へ委託して実施する。

(6)予算額

平成21年度補正予算額(セーフティネット支援対策等事業費補助金) 21億円 補助率(国10/10)

【平成21年度 子どもの健全育成支援事業実施自治体】

実施主体	実施方法	事業内容
北海道苫小牧市	委託	子どもが健全に育成される環境を整備する
北海道深川市	雇用	長期不登校児童生徒に対し、教科学習、相談活動などの支援を行う
山形県	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
埼玉県新座市	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
大阪府①	雇用	高校進学を希望する子どもに対し、学習支援、生活指導、カウンセリングを行う
大阪府②	雇用	家庭環境、進路等に問題のある世帯に対し、生活習慣、進学、就学状況の見守り等の支援を行う
徳島県	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
高知県	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
沖縄県宜野湾市	雇用	進学を希望する子どもや教育環境に問題を抱える世帯を対象に、就学支援を行う
岡崎市	雇用	日常生活、進学、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
福山市	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う
長崎市	雇用	日常生活、進学、引きこもり、不登校の児童生徒に対し、健全育成のための相談・援助を行う

【具体的な取組事例】

【釧路市】子どもの学習支援と居場所づくりに取り組んでいる事例

(略)

【山形県】必要に応じてNPO法人スタッフへ派遣依頼を行い支援を行っている事例

保護世帯数

318世帯（置賜総合支庁／平成21年12月末現在）

支援対象者

対象者4世帯（平成21年11月～22年1月）

事業概要

子どものいる生活保護世帯に対し、日常生活・養育・教育に関する相談・援助等の支援を行い、被保護世帯の子どもの健全育成を図る。

具体的な事業内容

- ・家庭環境、進学に問題のある世帯や、不登校気味の児童生徒に対して、その問題解決のための支援を行う。
- ・被保護者の通う学校の先生や教育委員会等とも情報交換を行っていくこととしている。

事業実施方法

- ・子育て支援関連のフリースクールを運営するNPO法人のスタッフへ業務依頼。
- ・契約上、支援日（曜日等）は定めず、必要に応じ福祉事務所から支援の依頼を行う。
- ・手当は勤務時間に応じて報償費として支払う。

効果・課題

- ・事業を開始したばかりであり、現在はケースワーカーと同行して顔をつないでいる状況。有効に活用が始まるまで多少の時間はかかるが、軌道に乗ればケースワーカーでは対処できない専門的な支援が期待できるところであり、福祉事務所の負担軽減に繋がると考えられる。

○ 住宅手当制度の概要

(1)目的

離職により住まいを失った方等が安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用(住宅手当)を支給する。

(2)支給対象者

平成19年10月1日以降に離職した方(離職前に主たる生計維持者であった方等)であって、次のいずれかに該当する場合

- ①現在、住居がない方
- ②賃貸住宅に居住しているが、住居を失うおそれのある方

(3)支給要件

①収入要件

	平成22年3月まで	平成22年4月以降
単身世帯	月収8.4万円以下	月収約13.8万円(※)未満
2人世帯	月収17.2万円以下	変更なし(月収17.2万円以下)
3人以上世帯	月収17.2万円以下	月収約24.2万円(※)未満

(※)上限額は、東京都区市、横浜市等の場合で、地域により異なる。

②資産要件

預貯金が単身世帯50万円、複数世帯100万円以下の方

③就職活動要件

- ・ 受給期間中、ハローワークでの職業相談(月1回以上)、地方自治体の住宅確保・就労支援員による面接(月2回以上)等の支援を受けること。
- ・ 原則週1回以上の求人先への応募等を実施すること。

(4)支給期間

最長6ヶ月間。ただし上記の就職活動要件を誠実に実施している方については、さらに3ヶ月間延長可能(=最長9ヶ月間)

(5)支給額

地域ごとに上限額を設定(生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠)。

要件緩和により対象となる一定以上の収入がある方については、住宅手当支給額を収入に応じて調整する。

①単身世帯の支給額

	月収8.4万円以下	月収8.4万円を超える収入
東京都の1,2級地	53,700円を上限	住宅手当支給額 =家賃額-(月収-84,000円) ※家賃額は住宅手当基準額を上限 ※支給額は、100円未満を切上げ
大阪府の1,2級地	42,000円を上限	
鹿児島県の3級地	24,200円を上限	

②複数世帯の支給額

	月収17.2万円以下	月収17.2万円を超える収入 (3人以上世帯のみ)
東京都の1,2級地	69,800円を上限	住宅手当支給額 =家賃額-(月収-172,000円) ※家賃額は住宅手当基準額を上限 ※支給額は、100円未満を切上げ
大阪府の1,2級地	55,000円を上限	
鹿児島県の3級地	31,500円を上限	

(6)事業実施主体

都道府県、指定都市、中核市その他市区町村(町村は福祉事務所を設置している町村に限る)

(7)事業予算額

平成21年度第2次補正予算により約400億円を措置

(8)その他

住宅手当受給者に対して住宅や就職の確保を支援する住宅確保・就労支援員を各自治体に配置。

平成21年度第2次補正予算により、さらに約1,250名増配置。(1,250名→2,500名)